

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金
(アジア女性基金)

アジア女性基金は、元「慰安婦」の方々への国民の償いを行うこと、女性の名誉と尊厳に関わる今日的な問題の解決に取り組むことを目的として、1995年7月に発足いたしました。以来、政府と国民の協力によって、具体的な事業を実施してまいりました。

そのひとつは、元「慰安婦」の方々への国民的な償い事業です。それは1)元「慰安婦」の方々の苦悩を受け止め心からの償いを示す事業、2)国としての率直なお詫びと反省の表明、3)政府の資金による医療・福祉支援事業です。この償い事業は、2002年、順次終了の時期を迎えます。

同時にドメスティック・バイオレンス(夫や恋人からの暴力)や人身売買など、女性や子どもに対する暴力や人権侵害によって苦しむ方々が、まだまだたくさんいます。アジア女性基金では、今日的な女性の人権の問題にかかわることによって、過去だけでなくすべての女性に対する暴力のない社会を目指して、その問題の解決のために、以下のような活動に取り組んでいます。

- 女性が現在直面している問題についての国際会議の開催
- 女性の人権問題に様々な角度から取り組んでいる女性の団体への支援活動
- 女性に対する暴力、あるいは、女性に対する人権侵害についての原因と防止に関する調査・研究
- 暴力や人権侵害の被害女性に対するメンタルケアの開発
- 女性に対する暴力のない社会を目指す啓発活動

基金の事業や活動についてのお問い合わせは、下記までご連絡ください。なお、インターネットでも基金の事業はご覧になれます。

〒107-0052

東京都港区赤坂2-17-42 赤坂アネックスビル4階

TEL:03-3583-9322/9346 FAX:03-3583-9321/9347

ホームページ:<http://www.awf.or.jp>

e-mail:dignity@awf.or.jp

夫やパートナーからの 暴力対応マニュアル

よりよい援助のために



財団法人 女性のためのアジア平和国民基金
(略称 / アジア女性基金)

かけがえのない ひとりひとりの ために



ドメスティック・バイオレンス(DV)の問題に援助者として関わることは、生命の大切さ、一人一人の人間のかけがえのなさに直接関わることです。

この小冊子は、被害者ばかりでなく、加害者も含めて、人が人としての尊厳を大切にし、ある人が他の人を支配したり、コントロールしたり、軽蔑したりすることのない人間関係を築けるように……。そしてまた、援助者自身も自分を大切にし、疲れ果ててしまわないように、お互いに力を出し合い、支え合って、より良い援助が可能になるように……。

そんな願いで作られました。



も く じ

訴えをよく聞き、危険性を見きわめ、援助につなげる	5
危険を予測するためのチェックリスト	6
ドメスティック・バイオレンスの被害から子どもを守る	7
「こんなときどうする」相談のポイント	8
何が問題解決の足かせ？	10
よりよい援助のためのQ & A	12
援助者自身の悩みに答えて	13
こんなことも起こります	17
相談者の気持ちに応えて	19
全国相談窓口	25

よりよい援助のために

訴えをよく聞き 危険性を見きわめ 援助につなげる

相談者の状態

- 不安
- 恐怖
- 落ち着かない
- 興奮している
- 怒っている
- ぼんやりしている
- 話しにまとまりがない
- 怪我をしている

援助者の役割

- 相談者の話を良く聴く
- 相談した勇気を評価
- 訴えを整理する手助け
- 危険性の予測
- 情報の提供
- 生命の安全の確保



存在の重要性

人権の尊重
生命を大切にし、護る



危険を予測するための チェックリスト

Check Lists

暴力の様相

- ☐ 暴力の激しさ、回数、頻度
- ☐ エスカレートする傾向
- ☐ 凶器を使用するか
- ☐ 言葉の暴力、経済的制裁、破壊的行為、性的異常など

加害者の背景

- ☐ アルコール・薬物依存、ギャンブル
- ☐ 精神疾患、人格障害、残忍な性格、
- ☐ 過去に虐待を受けたことがある、親との葛藤
- ☐ 転職、無職、逮捕歴、離婚歴
- ☐ 家族外でも暴力がある
- ☐ 家の中と外での態度の豹変
- ☐ 強い男の神話の持ち主
- ☐ 友人がいない

被害者の背景

- ☐ 低い自己評価、罪悪感、強い不安
- ☐ 記憶があいまい、危機感のなさ、ぼーっとしている
- ☐ 怪我による受診歴、身体的病気、精神疾患
- ☐ 妊娠中、子どもがいる
- ☐ 被虐待歴、過去の性的被害
- ☐ 舅姑との葛藤、実家の親との不和
- ☐ 経済的自立困難

家族の状況

- ☐ 経済的困難
- ☐ 社会的孤立、近隣とのトラブル
- ☐ 複雑な家族関係、夫婦喧嘩、嫁姑の葛藤
- ☐ 体面を重んじる家、崩壊家庭
- ☐ 親の世代にも依存症や暴力があった

子どもの問題

- ☐ 直接暴力を受けている、暴力場面を目撃している
- ☐ 問題行動（落ち着きのなさ、学習障害、友達への暴行、いじめ、いじめられ、学業不振、不登校、家庭内暴力、金銭浪費、家出、徘徊、非行、虚言、摂食障害、反抗等）
- ☐ 放任、発達障害、身体的病気、怪我の多発
- ☐ 不安、チック、情緒不安定、睡眠障害、夜驚
- ☐ 表情がない、おどおどしている
- ☐ 強迫的行動、過剰適応、子どもらしくない性的行動

ドメスティック・バイオレンスの被害から 子どもを守るために



子どもに伝えたいメッセージ

暴力は人と自分を傷つけることで、
とてもいけないことです。

お父さん、お母さんの争いは、
子どものせい(責任)ではありません。
ほんとうに勇気がある、強い人は、
人を大事にし、やさしくできる人です。

暴力は子どもに大きな被害を与える

- 身体的損傷、身体的成長の停滞
- 罪悪感、怒り、抑うつ、不安、恐怖
- 攻撃性、いらいら、恥
- 共感性の乏しさ、不信感、対人能力の低下、自己卑下
- 子どもらしさの欠如、孤独感、感情抑圧
- 学業不振、さまざまな問題行動

母親が傷つけられるのを目撃するだけで、重大な影響を受ける

- 暴力を使って、力で支配する人間関係を学んでしまう
- 自分が助けられないことに罪悪感を抱く
- 男と女に関する歪んだ見方を持つ
- 絶え間のない緊張感から不安定になったり不登校になったりする
- 過度に騒いだりふざけたりする、またはぼんやりしている
- 他の子どもに暴力を振るう

家族の問題が多すぎて、子どもの世話が行き届かない

- 身体の清潔が保たれない
- 放任されている
- 栄養や睡眠の障害
- 病気や怪我の手当てがされない
- 悪い交友関係、金銭の浪費
- 夜遊びや非行

性的な被害を受けている場合はさらに深刻

- 自己否定、恥、罪悪感
- 性的な問題について混乱してしまう
- 不眠、夜驚など睡眠障害、摂食障害、急激な学業不振
- 性的放縦、妊娠、中絶による身体的損傷
- 成人してから結婚生活に問題を生じる

相談のポイント

はじめての電話相談

援助者の対応が、危険の防止が拡大かの方向を決めることになるかもしれません

- 電話での相談の場合、援助者にとって、まず大切なことは、顔の見えない相談者の不安を十分受け止め、相談した勇気を支持することです。
- あいまいな表現をしがちな相談者に、誰が、いつ、どこでと、具体的に質問して実際の状況を把握し、迅速に危険性を判定して生命の危険を予防する方策を講じてください。
- 相談者自身が「暴力」についての認識をもつことが必要です。はじめて暴行を受けた相談者には、問題を軽く見ないで医師の診断書を求めておくことなどを助言しましょう。

相談のはしご・ショッピング・堂々めぐり

援助者は試されています。夫への非現実的な期待へのしがみつきをゆっくり解きましょう

- 相談者が、同調を求める電話をかけまくることがあります。相談者は、表面の強気に反して自尊心が深く傷ついています。離れていくことがあっても、援助者を見限ったわけではなく自分が決断したり、選択するのが怖いのです。戻ってきたときには、温かく、根気よく対応しましょう。
- 一方的に夫にのみ変化を求めることもあります。相談者が夫への非現実的な期待をやめて、現実的な解決を選ぶように、援助者は忍耐強く傾聴して、相談者の自尊心の回復と、不安の軽減を助けましょう。
- 客観的で信頼のできる情報を提供しながら、相談者のペースに合わせて、少しずつ現実検討をすすめましょう。

継続相談のゴール

継続相談は援助者への信頼のあかしです
問題解決に向かって進んでいるのでしょうか

- 相談者が不安を和らげ、冷静に対処できるようになれば、それだけでも相談の機能は果たされています。
- 相談者が自分で判断して自分で選択できるだけの情報を提供したら、相談者に次のことを確かめていきましょう。「相談がどんな役にたっていますか。これからどうなりたいですか。そのためにできることはどんなことですか。本当にやってみますか」
- 暴力のサイクルに陥っている相談者は、感情や気力を喪失して、なかなか決断や選択ができません。急がせたり、力が入りすぎると援助者のパワーを恐れて遠のいてしまいます。相談者からの信頼を大切に時期を待ちましょう。
- 同時に、関係機関との連携など緊急対応に備えながら、生命の安全のためには、相談者の決断を強く促し、説得する必要が生じるときもあるでしょう。
- 相談者がエンパワメント^{*}して、自分で解決しはじめたら、ためらったり、後戻りしたりすることがあっても、自分自身で問題に取り組めるように、相談者との開かれた関係を残して、相談を終了する時期がきたと考えましょう。



^{*}エンパワメント：女性が自立し力をつけていくこと

何が問題解決の足かせ？

誠心誠意援助を続けても、相談者が動こうとしないとき、援助者は無力感に陥ることがあります。心のどこかで、相談者にいらだち、相談者を責めている自分に気づくことがあります。そんなときには、何が問題解決を困難にしているかを別の視点で考え直してみましょう。

相談者の足かせとなっている問題・・・それを明らかにすることです。その足かせこそが、問題の原因であり、解決の最重要課題です。

心理的足かせ

● 悲観的な思い込み

報復への恐怖や絶望のために、すべての可能性を否定的に感じ、認知にゆがみが生じている

● 根拠のない楽観的期待

状況の深刻さを認めず、愛情や執着を断ち切ることができない

● 過剰な責任感、罪悪感

子どもへの責任感や罪悪感、夫には自分が必要と感じる救世主コンプレックス

● 低い自己評価

心身の不調を感じて自立への不安が強い

心理的足かせを解くには、共感を示しながら、相談者に安心感を与えることが肝心です。「ちゃんと聞いてもらえた」「安全な相談相手らしい」「助けてもらえるかもしれない」と相談者が感じられるように、焦らず、相槌をうちながら相談者の訴えに耳を傾けましょう。

相談者は、次第に自分の足かせを認め、はずすことへの不安を小さくしていくことができます。

*コミュニケーションスキル：人間関係をよくするための対話、家族間等での伝達能力

社会資源の足かせ

● 経済的依存

就労経験が少なく、経済的自立への自信がもてない

● 支援の欠如、孤立

親族は遠方、知人や友人の数が少ない、地縁が薄い

● 情報の欠如

社会福祉、社会保障、法律手続などの知識の欠如、情報の入手方法がわからない



援助者の提供する情報が実際に役立つためには、情報量の豊富さと正確さが求められます。関係機関との連携により最新の情報を提供する必要があります。

相談者一人一人に応じた情報を提供するために、相談者が自分で足を運ぶことも大切です。

コミュニケーションスキルの足かせ

● 共感・相互性の欠如したコミュニケーション

相手との相互理解のためではなく、攻撃や防御の道具として暴力化した言語

● 主張的自己表現の未熟

主観的には主張的自己表現、客観的には他者批判

● 沈黙か建前だけの会話

争いを恐れ、本音が言えない関係



言葉で表現したり、理解し合うことができないことは、足かせの中でも最も重い足かせではないでしょうか。親密で快適な夫婦関係や人間関係を築くために、コミュニケーションスキル^{*}はたいへん重要な役割を担っています。援助者は、再婚の暴力被害の繰り返しを防止するためにも共感・相互理解を深める方法の重要性を、ぜひ、相談者へ動機づけてください。

援助者自身の 悩みに答えて

よりよい援助のための

Q&A

Q DV（ドメスティック・バイオレンス）に関する知識不足を実感しています。初心者なので、毎回薄氷を踏む思いです。

A 知識が豊富であれば相談が円滑に進むというものはありません。相談に必要とされる基本は、まず相談者との間に信頼関係を築くことです。そのためには、自信の持ち過ぎより初心者としての緊張感や謙虚な姿勢を、これからも、ぜひ、持ち続けてください。

助言や情報を伝えなくてはならないと気負わずに、焦らず落ち着いて、相談者の感情を読み取ることを心がけましょう。

一人で解決しようとせず、仕事仲間に相談する、文献を調べるなど身近に得られる知識を活用しましょう。研修会や講演会に積極的に参加して、関係機関の方々と交流する機会を持つことも必要です。

Q 父の母に対する暴力を見て育ち、相談者の立場は理解しているつもりでしたが、決断できない相談者に苛立った自分に驚いています。

A 相談者に対応していく過程では、誰でもあなたと同じような経験をするのですが、その感情を認めなかったり拒否しがちです。冷静に対応していくためには、あなたのように自分の感情に気づけることが大切なのです。

援助者は常に自分の気持の動きを見つめ、今なぜそのような



感情が起きているのかを自らに問いかけながら、相談を進めていかなければなりません。自らの感情に気づかずに対応していると、相手に肩入れし過ぎたり、自分を満足させるための助言をしたり、援助者のペースであいてを動かそうとする危険を犯しかねません。

なぜ、あなたは苛立ったのでしょうか？あなた自身の体験をどこまで整理できているか、あるいは乗り越えているか、もう一度考え直してみましょう。

克服できたと考えていた問題が未解決であったと気づいた時に、一人で解決することが困難ならば、スーパーバイザーの援助をもとめましょう。

Q 相談者に「信じてもらえますか。体験しないと分からないでしょうね。」と言われ、落ち込んでしまいました。

A 人は他の人と同じ体験をすることはできません。似たような体験があるからといってよい援助者になれるわけではないのです。この相談者は、これまで理解されずにきた辛さや悲しみを、あなたなら分かってもらえるのではないかと、分かってほしい、と訴えているのだと思います。

相談者の中には、援助する側の不用意な一言に傷ついた人が大勢います。

相談機関への不信感、話しても無駄だったという失望感を味わいながら、それでもあきらめず、理解し支えてくれる援助者を求めています。

体験の有無にとわかれず、言葉に込められた感情をしっかり受けとめて支えましょう。この人になら自分のありのままを話していいのだという安堵感が得られた時に、初めて援助者との間に信頼感が生まれます。

Q 「前の担当者はとても熱心に助言してくれたのですが、その気持を無にするようで、本心が言えませんでした。」と打ち明けられました。今後の相談では何に注意したらよいでしょうか。

A どの方向に進むか、決断するのは相談者自身です。この相談者は、どんなに素晴らしいアドバイスも本人の納得なしには心の内に入らないと、率直な気持をあなたに伝えたかったのです。

相談者が語る状況の凄まじさに振り回されてしまうと、目の前の相談者よりも、背後に見える加害者に目を奪われそうになります。一刻も早く解決策を助言したくなるかもしれませんが、けれども、子どものように教えられるだけの立場に置かれると、相談者は自分で考え判断する力を奪われた感じがしてしまいます。

困難な状況から回復するためには、行きつ戻りつ、それぞれの時間が必要です。いま、相談者はどうなりたいのか、そのためには何ができるのか、じっくり聞いていきましょう。



Q 知人に性関係を強要されたという相談者が来ました。相談者の落ち度ではないと分かっているのですが、人目をひくような派手な服装を見ていると、また被害に遭うのではないかと心配です。

A 性暴力を受けた被害者は、恥ずかしくて誰にも言えない、自分が無防備だったかもしれないと諦めている人が多数います。相談機関へ行こうと決心するまでには、

相当な勇気が必要であったと考えられます。相談者の、その勇気を支え、安心して話せるように援助しましょう。

援助者の役割は批判や評価ではなく、目の前にいる相談者の心の傷を癒し、自尊心の回復を図ることです。

特に性的被害については、援助者の気持が大きく揺れることもあるかもしれませんが、援助者としての役割を自覚しましょう。

救急救命士が、怪我の理由とは無関係に、救命のための最善の努力をするように、役割に徹することを望みます。静かに、真剣に聴いて、相談者が自分を責めないように励ましましょう。

Q 相談経験が長く自分の判断にとっても自信をもっている相談員がいます。角度を変えて見る必要もあると伝えたいのですが、言える雰囲気ではありません。

A DVに関する相談では、程度の差はあっても、相談者が危険な状況に身を置いていることを常に考えていなくてはなりません。安全確保のために何を優先させるか、さまざまな選択肢を検討することになりますが、ケースによっては複数での担当が望ましい場合もあり、他機関との連携も重要です。

自由に意見が言えない状態は、特定の人の問題というよりメンバー全員の早急に解決しなければならない課題です。

援助者一人で抱え込んで独断に陥るような危険を避けるために、あなたの担当ケースの検討会を提案してみませんか。批判会にならないように、互いに支え合えるような場とするルールを確認した上で、話し合うことをお勧めします。また、外部からスーパーバイザーを招いて、ロールプレイ^{*}の指導を受けることも役立ちます。

^{*}ロールプレイ：相手の立場になってその役割になりきり、その人の気持ちを分かるようにする方法

こんなことも 起こります

バーンアウト

物事に打ち込み懸命に取り組んでいる最中に、突然それまでの意欲が失われ、無力感に陥ることがあります。まじめで、目標に対する達成意欲が強く、積極的なタイプの人に多いと言われています。

暴力の過酷な体験を聴き、相談者の怒りや痛みを受けとめることは容易ではありません。相談者の回復を見極めることも困難です。そのために、何もできなかったのではないかという無力感と疲労感に襲われます。

援助者は、自分の心身の状態に目をむけましょう。援助者同士が話し合い支え合うよう心がけ、また、セルフケアの方法を見つけておくなどして、自分を労り、孤立してしまわないよう気をつけましょう。

ジェンダー・バイアス

生物学的な性別を意味するセックスに対し、社会的文化的な性別をジェンダーと言います。人は社会生活の中で、生物学的な性差に基づかない性別役割を期待されてきました。そこには、性別による社会的、経済的、政治的な偏見（ジェンダー・バイアス）が存在しています。

ジェンダーに関する思い込みや偏りは、まだまだ誰の中にもあり得ることですが、援助者としては、自分の考えに気づいていることが大切です。何気ない一言が相談者を傷つけてしまいます。

相談者の 気持ちに添えて

逆抵抗、逆転移

相談の過程で、相談者が援助者に対して好意的な感情を向けたり、時には否定的な感情を向けてくる場合がありますが、援助者にも同じような状況が起こります。これは自然な感情の動きであり、相手を共感的に受け止めるために必要なことなのですが、自分の感情に気づいていないと相手に巻き込まれ、問題の本質を見失います。

相談者に対して厳しい批判を向けていないか、過度に同情していないか、強い不快感を感じていないか...などチェックしてみましょう。

代償性トラウマタイゼーション (代理受傷)

相談者の話を聴いていると、あたかも援助者自身が被害を受けているような強い恐怖感や加害者に対する激しい怒りを覚え、たじろいでしまうことがあります。

似た体験を持つ者に起こりやすい感情ですが、援助者自身が相談者の体験から衝撃を受けたような問題を抱えていることも考えられます。聴くことが辛い、聴けないなど、自分の感情をコントロールできない状態ならば、一人で抱え込まず、他の相談員に話し、支えてもらうことを考えましょう。

Q アドバイスしても言い訳ばかりで、何も実行しない相談者にながかりしてしまいました。どんな対応が有効なのでしょう。

A 人には自尊心があって、忠告をそのまま受け入れる気持ちになれないことがあります。とくに相手に権威があると感じると、口では同意するのですが、実行の段階になると何かと言い訳を言って相手の提案を退けてしまいます。これは、相手への無意識の抵抗の表れです。長い間自分の意思に反したことを無理に押し付けられてきた人が身につけた、自分を守る方法の一つなのです。親のような立場にある援助者に対して無意識にとってしまう態度ですから、高圧的に教えるようなやり方ではうまく行きません。

相談者本人が何を望み、どうしたら望んでいるようになれるかを考え、あくまでも相談者の気持ちを尊重する態度で接してください。また、何をしてもどうせうまく行かないと心の底で思っている否定的な信念に対して、良い結果を望んでもよいのだと繰り返し励ましていくことも大切です。

「はい、でも」という消極的否定の態度をとり続けるようならば、率直にその問題をとりあげ、話し合うことも必要かもしれません。

Q 攻撃的なものの言い方をする相談者にはどのように対応したらよいでしょう

A 加害者に向けられない怒りの感情や不当感を、相談者は援助者にぶつけてくる場合があります。このようなときの相談者は、クレームをつけるような強い語調でー

方的に言い募り、声の調子や言葉遣いもどことなく高圧的になっていることが多いものです。援助者の方も、非難されているようで、つい声高になって防衛したり、夫が反応して暴力沙汰になるのがわかるような気がして、相談者に拒否感を抱いてしまいがちです。

このような相談者に対しては、振り回されず、一貫した対応をすることが必要です。少し声を落とし、相談者の怒りの発散を冷静に受け止めた後に、相談者が見失っている自分の本当の要求を探りながら、できることとできないことをふるいわけ現実的な援助が役立つでしょう。この相談者もっているパワーを有力な自己資源として生かせれば、案外早期の問題解決にいたることもできるでしょう。

Q ようやく修羅場から抜け出す決心ができたかと思うとまた振り出しに戻ったり、施設に入居しても夫のもとに戻ってしまう相談者に対しては、どのように援助していったらよいでしょう。

A 暴力の発現には、緊張形成期（張り詰めた期間）、暴力の行使、開放期（ハネムーン期）といわれるサイクルがあり、いったんこのサイクルに陥ってしまうとなかなか抜け出せなくなり、死に至ってしまうことがあるのです。

事態の緊急性に対する判断を誤らないように、援助者にとっては危険予測が最も重要な課題になります。

しかし、援助者の危険認識にもかかわらず、相談者は開放期の夫の愛情に執着したり、家族を捨てた罪悪感にさいなまれて、夫のもとに戻ってしまいがちです。

相談者が不安や葛藤を乗り越えて自立の道を自分で選べるようになるまで、援助者は、暴力を経験した相談者に特有の心理状態を理解して、飽くことなく相談者を支えていくことが必要です。

Q 聞いている援助者のほうが気分が悪くなるくらいひどい暴力被害の話を淡々と話す相談者がいて、内容と話し方のギャップに戸惑ってしまいます。どう対応したらよいのでしょうか。

A 長期間の暴力被害や大きなトラウマによって、感情が麻痺してしまうことがよくあります。感じないようにすることでショックを小さくし、自分の身を守るために必死で身につけた防衛であることをよく理解しましょう。凍りついたようにな



っている感情は、すぐには戻りません。多くの場合、心身の安全が確保され、ある程度信頼できる援助者が得られた後に少しずつ自分の感情が戻るようになるようです。

ところが慣れないうちは感情を適切にコントロールできず、関係のない相手とトラブルを起す事があります。それでも感情が戻ることは自分自身を取り戻した証拠ですから、相談者にとってはよいことなのです。自分の感じを大切にしていよいのだと言うことを伝えましょう。感情が戻ってきたら、それを受け止め、大切にすることを励ましつつ、不適切に感情をぶつけることで自分や他人を傷つけないように助言する必要があります。

Q こちらのちょっとした手違いを相談者が冷たくあしらわれたと誤解して抗議しに来ました。丁寧に謝って何とか無事収まりましたが、こんなときどうしたらよいでしょう。

A 健康な人間関係では、ある程度人を信頼することが当然のことのように思われています。けれども悪意のある人といっしょに生活をしているような場合を想像して

みましょう。おそらく常に相手の言葉の裏を考え、いつ相手が自分を裏切るか分らないと思い、緊張を緩めないでしょう。長い間、家族内で相手を信頼できなかった人はこのような緊張状態を強いられていたのです。些細な出来事でも大きな不安を引き起こします。とくに頼りにしていた援助者との関係では、ちょっとした行き違いが見捨てられ不安をかきたてることとなります。それでも自分から不満を訴えたことは、解決への道を開く勇気であると伝えましょう。

不信が信頼に変わるまでには長い時間が必要です。信頼できるかどうか相手を試すような行いもしばしば見られることです。相談者の機嫌を取るような接し方ではなく、そうかといつて冷たく切り離すような態度でもなく、一貫して変わらない温かい態度で、根気よく接してください。

Q 心身のケアが必要な相談者との相談の進め方にはどのような配慮が必要でしょうか。

A 泣いたり、ぼーっとしていたり、ひどく興奮していたり、不安でおびえていたり、感情に気づかず人のことのように冷静でいたり、相談者の精神状態は一定ではありません。援助者の方が落ち着いて話を聴きましょう。最初は相手のしゃべるペースに合わせて少し早めに、次第に話し方を少しずつトーンダウンしていきましょう。そして、質問することによって、今起こっていることをできるだけ客観的につかみみましょう。最初から質問攻めになると、相談者は尋問されているような感じをもって、不安を引き起こします。よくわからないので教えてほしいという姿勢（ワンダウンポジション）で尋ねると、教えようとして心理的に大人の態度をとるようになります。

相談者が今一番必要としているケアを見きわめるための質問は、安心感を損ねないように、ゆっくりとした口調で聴きましょう。医療を必要とする場合には、複数の援助者の協議が役立つこともあるでしょう。

Q 中学生の息子がいる相談者が、夫の暴力のため家を出たいと言っているのですが、どのような点に配慮したらよいでしょうか。

A 子どもを連れて出る場合には、公立婦人相談所に一時保護施設がありますが、中学生男児（地域によっては小学校高学年以上）を受け入れない場合が多く、民間シェルターも十分とはいえません。自力でアパートに入居できなければ、子どもは、児童相談所に保護されるのが実情です。新しい学校や友人関係など環境の変化は子どもにとって大きな不安です。いつとき母子が離れることがあっても、事情を理解して辛抱できるように、子どもへの説明が重要であることを相談者に伝える必要があります。



また、中学生くらいになれば、自分の意志で父親との生活を選ぶ子どももいるでしょう。この場合には、子どもの側に見捨てられ感や罪悪感が残らないように、援助者が母子の苦汁の決断を支えることが大切です。緊急時の連絡方法を子どもに教えておくなど、具体的に助言してください。

Q 相談者は母親名義の家に母親と夫の三人で同居しています。夫が母親や相談者に暴力を振るうので離婚を考えていますが、どのような援助ができるでしょうか。

A 離婚するにしても、協議離婚は無理でしょう。相談者が離婚調停の申し立てを行うこととなりますが、暴力を振るう夫と同居したままでの話し合いは困難です。暴力を避けるには空間的な距離を置くことが有効です。相談者が母親とともに一時的にでも家を出る決意があるかどうか



相談機関の連絡先は、変更されている場合があります。最新の情報については、当ホームページ「悩んでいるあなたへ」の「相談窓口」<http://www.awf.or.jp/help/index.html#help>でご覧いただけます。

先決になるでしょう。

調停で夫が家を出ることに合意すれば解決します。応じない場合には、平成13年10月に施行される「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」により地方裁判所に保護命令を申し立て、命令により退去を求める方法を勧めます。

夫の暴力によって、相談者は、これらの手続きを実行するだけのエネルギーを失っていることが多いものです。相談者が、自分の生活は自分で選択していいのだと自己決定できるように励ましながら、粘り強くサポートしていく必要があります。

Q 相談者だけでなく、3才の男児も暴力の被害を受けている事がわかりました。相談者の夫は臍が必要だと主張しているようです。どのような助言をしたら良いでしょうか。

A 子どもへの暴力を臍だと考えている親は少なくありません。暴力を直接受けることはもちろん、目撃するだけでも子どもの心に大きな傷を与え、将来に及ぼす悪影響は計り知れないものがあります。子どもの安全と福祉のために環境をととのえることを一番に考えて、相談者に児童相談所や保健所でアドバイスを受けることを勧めましょう。相談者は自分の身を守ることに精一杯で、子どもの将来まで考えられない状態かもしれません。また、今は問題を起していないからと子どもの被害を軽く考えているかもしれません。

相談者に、小さな子どもが身体的、心理的にどんなに大きな危険に曝されているかを伝え、自分さえ我慢すればよいという考えが間違いである事を伝えなければなりません。場合によっては、児童相談所に通報する必要があります。

女性の 인권 ホットライン

- 札幌 011-728-0783
- 函館 0138-26-5837
- 旭川 0166-53-7900
- 釧路 0154-31-2110
- 仙台 022-224-3110
- 福島 024-536-1174
- 山形 023-634-9106
- 盛岡 019-626-2659
- 秋田 018-862-6503
- 青森 017-774-1040
- 新潟 025-229-0211
- 長野 026-232-8145
- 甲府 055-252-0430
- 静岡 054-254-3589
- 前橋 027-243-0008
- 宇都宮 028-627-3855
- 水戸 029-231-5639
- 千葉 043-247-9922
- 浦和 048-863-6241
- 東京 03-5213-1369
- 横浜 045-212-4364
- 名古屋 052-952-8188
- 津 059-224-3537
- 岐阜 058-240-5580
- 福井 0776-26-9600
- 金沢 076-291-0040
- 富山 076-441-0658
- 広島 082-228-4822
- 山口 083-920-1311
- 岡山 086-224-5520
- 鳥取 0857-27-3753
- 松江 0852-26-8869
- 高松 087-821-6181
- 徳島 088-622-8134
- 高知 088-822-6526
- 松山 089-932-1875
- 福岡 092-715-6138
- 佐賀 0952-28-7220
- 長崎 095-827-7864
- 大分 097-532-0164
- 熊本 096-364-0417
- 鹿児島 099-259-7855
- 宮崎 0985-20-8771
- 那覇 098-853-1102

警察

- 北海道警本部 0120-756-310
- 性犯罪被害110番 0120-677-110
- 性犯罪被害110番（函館方面本部） 0120-677-110
- ヤングアンドミズテレホン（旭川方面本部） 0120-677-110
- 性犯罪110番（釧路方面本部） 0120-677-110
- 性犯罪被害110番（北見方面本部） 0120-677-110
- 青森県警本部 性犯罪被害110番 0120-89-7834
- 岩手県警本部 性犯罪被害110番 0120-79-7874
- 宮城県警本部 24時間ハローツーホー 0120-24-8620
- 秋田県警本部 レディース通話110番 0120-028-110
- 山形県警本部 女性専用相談電話 0120-783-142
- 福島県警本部 性犯罪被害110番 0120-50-3732
- 警視庁 犯罪被害ホットライン 03-3597-7830
- 茨城県警本部 女性被害犯罪「勇気の電話」 0120-556-942
- 栃木県警本部 被害者相談電話 0120-710-873
- 群馬県警本部 性犯罪被害相談用電話 0272-24-4356
- 埼玉県警本部 犯罪被害ホットライン 0120-381-858
- 千葉県警本部 女性被害110番 043-223-0110
- 神奈川県警本部 性犯罪被害110番 045-681-0110
- 新潟県警本部 女性被害110番 025-281-7890
- 山梨県警本部 性暴力110番 0552-24-5110
- 静岡県警本部 性犯罪被害者110番 0120-783-870
- 長野県警本部 女性被害犯罪ダイヤルサポート110 026-234-8110
- 富山県警本部 女性被害110番 0120-72-8730
- 石川県警本部 レディース通話110番 0120-028-110
- 福井県警本部 レディーステレホン 0776-29-2110
- 岐阜県警本部 性犯罪被害者相談電話 0120-870-783
- 愛知県警本部 レディースホットライン 0120-67-7830
- 三重県警本部 女性被害相談電話 0120-72-8740
- 滋賀県警本部 性犯罪相談電話 0775-25-7830
- 大阪府警本部 ウーマンライン 06-6767-0110
- 京都府警本部 レディース110番 075-411-0110
- 兵庫県警本部 レディースサポートライン 078-351-0110
- 奈良県警本部 性犯罪被害相談110番 0742-24-4100
- 和歌山県警本部 犯罪被害者相談 0734-32-0110
- 鳥取県警本部 性犯罪110番 0857-22-7110
- 島根県警本部 性犯罪110番 0852-23-4110
- 岡山県警本部 レディース110番 0120-00-1797
- 広島県警本部 性犯罪相談110番 0120-72-0110
- 山口県警本部 レディース・サポート110番 0839-32-7830
- 徳島県警本部 レディース110番 0886-22-7101
- 香川県警本部 ハートフルライン 087-831-9110
- 愛媛県警本部 サポート110番 089-943-8740
- 高知県警本部 レディースダイヤル110番 0888-73-0110
- 福岡県警本部 ミズ・リリーフ・ライン 092-632-7830
- 佐賀県警本部 レディーステレホン 0952-28-4187
- 長崎県警本部 女性被害110番 095-823-0110
- 熊本県警本部 レディース110番 0120-8343-81
- 大分県警本部 性犯罪110番 0120-09-8100
- 宮崎県警本部 女性被害相談電話 0985-31-8740
- 鹿児島県警本部 レディース相談110番 099-206-7867
- 沖縄県警本部 性犯罪被害110番 098-868-0110



公立婦人相談所

● 北海道立女性相談 援助センター	011-666-9955
● 青森県女性相談所	0177-81-0708
● 岩手県立婦人相談所	019-624-4811
● 秋田県婦人相談所	018-835-9052
● 宮城県婦人相談所	022-224-1491
● 山形県福祉相談センター	023-635-3663
● 新潟県婦人相談所	025-381-1111
● 福島県婦人相談所	024-522-1010
● 栃木県婦人相談所	028-622-8644
● 茨城県婦人相談所	029-221-4166
● 群馬県女性相談所	027-261-7838
● 埼玉県婦人相談センター	048-864-9910
● 千葉県婦人相談所	043-245-1791
● 東京都女性相談センター	03-5261-3110
● 東京都女性相談センター	
● 立川出張所	042-522-4232
● 神奈川県婦人相談所	045-502-2800
● 山梨県女性相談所	0552-54-8635
● 長野県婦人相談所	026-235-5710
● 富山県女性相談センター	076-421-6252
● 石川県婦人相談所	076-223-9553
● 福井県婦人相談所	0776-24-6261
● 岐阜県女性相談センター	058-274-7377
● 静岡県婦人相談所	054-286-9217
● 愛知県婦人相談所	052-913-3300
● 三重県女性相談所	059-231-5600
● 滋賀県女性福祉 相談センター	077-564-7867
● 京都府婦人相談所	075-441-7590
● 奈良県婦人相談所	0742-22-4083
● 和歌山県女性相談所	0737-45-0793
● 大阪府女性相談センター	06-6725-8511
● みなみ相談コーナ－	06-6761-7181
● 兵庫県立婦人相談センター	078-732-7700
● 鳥取県婦人相談所	0857-27-8630
● 岡山県女性相談所	086-243-1711
● 島根県女性相談所	08548-4-5661
● 広島県立婦人相談所	082-255-8801
● 山口県男女共同参画相談	083-901-1122
● 香川県女性相談センター	087-835-3211
● 徳島県婦人相談所	088-623-8110
● 高知県女性相談所	0888-22-5520
● 愛媛県婦人相談所	089-941-3490
● 福岡県女性相談所	092-711-9874
● 佐賀県婦人相談所	0952-26-1212
● 長崎県婦人相談所	095-846-0560
● 熊本県福祉総合相談所	096-381-4411
● 大分県婦人相談所	097-544-3900
● 宮崎県婦人相談所	0985-22-3858
● 鹿児島県婦人相談所	099-222-1467
● 沖縄県女性相談所	098-854-1172

犯罪被害者相談室

● (社) 被害者支援都民センター	03-5419-3336
● 北海道被害者相談室	011-232-8740
● 水戸被害者援助センター	029-232-2736
● 石川被害者相談室	076-234-7830
● (社) 被害者サポートセンター あいち	052-523-7830
● 大阪被害者相談室	06-6871-6365
● 紀の国被害者支援センター	0734-27-1000
● 広島犯罪被害者・ 心の支援センター	082-240-7830
● (社) 京都犯罪被害者 支援センター	075-241-7830
● 静岡犯罪被害者支援センター	054-209-5533

女性センター / 婦人会館

● 北海道立女性プラザ	011-251-6349 / 6329
● 札幌市女性センター	011-621-5266
● 函館市働く婦人の家	0138-23-4188
● 空知婦人会館	0126-23-9236
● 釧根地域婦人会館	0154-23-6471
● 秋田県婦人会館ブラッツ・エル	018-836-7840
● エル・パーク仙台	022-268-8302
● 山形市女性センターファ－ラ	023-645-8077
● 福島県男女共生センター	0243-32-8320
● とちぎ女性センター・バルティ	028-665-7714
● レイクエコ－茨城県女性プラザ	0299-73-3877
● 茨城県婦人会館	029-221-7195
● 日立市女性センター らぼーるひたち	0294-36-0554
● 所沢市女性センターふらっと	0429-21-2220
● 与野市女性総合センター	048-857-8811
● 川越市婦人会館	0492-42-6346
● 千葉県女性センター	0471-40-8605
● 市川市女性センターウイズ	047-323-1777
● 船橋市女性センター	047-423-0757
● 松戸市女性センターゆうまつど	047-363-0505
● 東京ウィメンズプラザ	03-5467-2455 / 2488
● 中央区立女性センターブーケ21	03-5543-0653
● 新宿区立女性情報センター ウィズ新宿	03-3353-2000
● せたがや女性センターらぶらす	03-5478-8023
● 渋谷女性センターアイリス	03-5466-3956
● 中野区女性会館	03-3380-6945
● 北区女性センター	03-3913-0161 / 0015
● アゼリアプラネット	
● 荒川区立男女平等推進センター アクト21	03-3809-2890
● 練馬区立練馬女性センター	03-3996-9050
● 足立区女性総合センター	03-3880-5223
● 杉並区立男女平等推進センター ゆう杉並	03-3393-4410 / 4713
● 品川区女性センター	03-5479-4104

● すみだ女性センターすずかけ	03-5608-1772
● 豊島区立男女平等推進センター エポック10	03-3980-7830
● 文京区女性センター	03-3812-7149
● 港区立女性センターリーブラ	03-3456-5771
● 目黒区女性情報センター	03-5721-8572
● 葛飾区女性センター ウィメンズバル	03-5698-2213
● 調布市婦人会館	0424-81-7626
● 立川女性総合センターアイム	042-528-6802
● 府中市女性センタースクエア21	042-351-4602
● 日野市立女性センター	042-587-8177
● 清瀬市男女共同参画センター アイレック	0424-95-7003
● 国分寺市女性センター ライツこくぶんじ	042-573-4342
● 神奈川県立かながわ女性 センター	0466-27-6000
● 横浜女性フォーラム	045-871-8080
● 横浜市婦人会館	045-714-5911
● 川崎市中小企業・婦人会館	044-422-2525
● 厚木市女性センター	046-225-2500
● 南足柄市女性センター	0465-73-8211
● 山梨県立総合女性センター	0552-37-7830
● 長野県女性総合センター	0266-22-5781
● 長野市勤労者女性会館 しのき8303	026-237-8303
● 新潟県女性センター	025-285-6610
● 新潟市女性センター「アルザ」	025-245-0545
● 富山県女性総合センター サンフォルテ	0764-32-6611
● 石川県女性センター	076-231-7331
● 福井県生活学習館センター ユー・アイふくい	0776-41-4200
● 静岡県女性総合センター あざれあ	
● 東部地区	0559-25-7879
● 下田地区	0558-23-7879
● 中部地区	054-272-7879
● 西部地区	053-456-7879
● 静岡市女性会館アイセル21	054-248-1234
● 浜松市青年女性センター あいホール	053-473-5700
● 愛知県女性総合センター ウィルあいち	052-962-2614
● 名古屋市女性会館イーブネット	052-323-7830
● 名古屋市勤労女性センター ワービアつるまい	052-251-3811
● 豊田女性活動センター	0565-31-7780
● 豊橋市女性会館	0532-33-2800
● 春日井市青少年女性センター レディヤンかすがい	0568-85-7871
● 三重県女性センター	059-233-1133
● 四日市市女性センター	0593-54-8335
● 滋賀県立女性センター	0748-37-8739
● 大津市婦人会館	077-527-5508
● 京都市女性総合センター ウィングス京都	075-212-7830

● 奈良県女性センター	0742-22-1240
● 和歌山県女性センターりいがる	0734-35-5245
● 和歌山市男女共生推進センター みらい	073-432-4704 / 073-431-5528
● 大阪府立女性総合センター ドーンセンター	06-6937-7800
● 大阪市立女性いきいきセンター	
● 北部館クレオ大阪北	06-6320-6300
● 西部館クレオ大阪西	06-6460-7800
● 南部館クレオ大阪南	06-6705-1100
● 東部館クレオ大阪東	06-6965-1200
● 吹田市立女性センターデュオ	06-6388-1454
	06-6337-3338
● 高槻市女性センター	0726-85-3748
● とよなか男女共同参画推進センター すてっぷ	06-6844-9772
● 摂津市立女性センター ウィズ・せつつ	0726-35-1407
● 枚方勤労者総合福祉センター メセナひらかた女性フロア	0720-43-7860
● 岸和田市立女性センター	0724-43-5858
● 兵庫県立女性センターイーブン	078-360-8551
● 神戸市男女共同参画センター あすてっぷKOBÉ	078-361-8361
● ひょうご女性交流館	078-221-7733
● 尼崎市女性センターテレビエ	06-6436-8636
● 宝塚市立女性センターエル	0797-86-3488
● 川西市女性センター	0727-59-1857
● 芦屋市女性センター	0797-38-2022
● 西宮市男女共同参画センター ウェーブ	0798-64-9495
● 三田市立女性センターさんだ	0795-63-8000
● 岡山県男女共同参画 推進センター	086-235-3307
● 松江市総合女性センター プリエール	0852-32-1190
● 広島県女性総合センター・ エソール広島	082-247-1120
● 広島市婦人教育会館WEプラザ	082-248-3315
● 山口県婦人教育文化会館 山口市働く婦人の家	0839-22-2792
● 高松市女性センター	087-821-2000
● 愛媛県女性総合センター	089-926-1644
● 新居浜市立女性総合センター ウィメンズプラザ	0897-37-1700
● こうち女性総合センターソーレ	0888-73-9555
● 福岡県女性総合センター あすばる	092-584-1266
● 福岡県女性センターアミカス	092-526-3788
● 北九州市立女性センタームーブ	093-583-3331
● 飯塚市女性センターサンクス	0948-22-3274
● 佐賀県立女性センターアバンセ	0952-26-0018
● 長崎市女性センターアマランス	095-826-4417
● 熊本市総合女性センター	096-343-8306
● 沖縄県女性総合センター・ ている	098-868-4010